

会計検査 不当事項事案集

令和5年2月14日

環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課

はじめに

地方自治体等が一般廃棄物処理施設を整備する際、環境省では、一定の要件を充たす施設については、

- ◆「循環型社会形成推進交付金」
- ◆「大規模災害に備えた廃棄物処理体制拠点整備事業(廃棄物処理施設整備交付金)」
- ◆「廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏構築促進事業(二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金等)」

という3つの支援策(以下「交付金等」)により、財政的な支援を行っています。

一方で、交付金等の執行については、「決算検査報告」において類似(※)の指摘を受ける状況が継続しており、環境省としては、このような事態を改善し、適正な予算執行を確保することが必要不可欠と考えています。

(※)主な指摘は以下の3点です。

- ①交付対象外経費を含めて交付金等の額(交付申請額)を算定していたこと
- ②諸経費率の算定を誤っていたこと
- ③事業実施に伴い生じた収入を控除しなかったこと

そのため、環境省において「決算検査報告」で指摘を受けた内容を整理した資料を作成することとしましたので、交付金等の予算の執行(交付金の申請)に際しては、本資料を確認するとともに、不明点などは都道府県や環境省にあらかじめ確認いただき、類似の指摘を受けることがないよう努めていただくようお願いいたします。

交付対象外経費の算入

○交付対象外経費を算入して交付金を申請していたとして指摘を受けた事例は、以下の通り、大きく2つに分類できます。

(1)取扱要領で規定していない経費を算入

- 整備する施設の種類により交付対象となる設備が異なるため、整備する施設における交付対象設備をしっかりと確認いただくことが重要です。
- 交付対象設備は「循環型社会形成推進交付金取扱要領(以下「取扱要領」という。)」などで規定しており、また、より詳細な設備名などを「循環型社会形成推進交付金Q&A集」で記載していますので、交付申請などに際しては、これらをあらかじめ確認いただくようお願いします(環境省HPに掲載しています)。
- また、「廃焼却施設解体費」や「用地費及び補償費」など具体的な交付対象範囲が取扱要領で規定されていないものについては、過去の取扱いなども踏まえ、交付対象範囲を判断することが必要となる場合もありますので、交付対象範囲に疑問等が生じた場合には、環境省に前広に相談するようにしてください。

(2)事業費を合理的説明が可能な方法により按分していない

- 2つの施設が共有、使用する設備が片方の施設では交付対象外である場合、当該設備の整備費用全額を交付対象と整理することは認められません。
- なお、このような事例では、交付対象と対象外とを明確に区分することが難しい場合が多いと思いますが、そのような場合は、合理的な説明が可能な方法(例:2つの施設の床面積の比率など)により事業費を按分し、交付対象経費を算出することが必要となりますので留意ください。

交付対象外経費の算入

(1) 取扱要領で規定していない経費を算入

➤ 事例①(決算検査報告掲記 令和元年度)

最終処分場の整備における交付金の交付対象は、管理・計量設備、擁壁、堰堤その他廃棄物の流出防止に必要な設備等の費用とされており、構内道路の工事費は交付の対象とはされていない。しかし、交付対象事業費の算定に当たり取扱要領において交付金の対象とされていない構内道路の工事費を搬入管理設備工事費として交付の対象に含めていた。このため、交付対象とならない構内道路の工事費を除くべきであった。

(参考)

最終処分場の整備に当たって、構内道路の整備費用は交付対象となりませんが、最終処分場の完成後に構内道路として使用する道路であっても、工事の際に工事車両の搬入道路として使用する部分(路盤工)に限っては、共通仮設費で定める「仮道」として整備費用の一部が交付の対象となります。

➤ 事例②(決算検査報告掲記 平成30年度)

マテリアルリサイクル推進施設の整備において交付対象となる設備は、廃棄物の処理に直接必要な選別設備等の特定の設備とされている。リサイクル施設の屋上に太陽光発電設備を設置し、これに係る費用を交付対象事業費に含めていた。太陽光発電設備は、交付の対象となる廃棄物の処理に直接必要な特定の設備には該当しないものであるため、太陽光発電設備の設置に係る費用を交付対象事業費を除くべきであった。

交付対象外経費の算入

(2) 交付対象外経費を算入しているもの

■ 事例③(決算検査報告掲記 平成28年度)

有機性廃棄物リサイクル推進施設において、「発酵設備・その他有機性廃棄物のたい肥化、飼料化等の資源化に必要な設備」(「発酵設備」という。)等に係るもので、「受入・貯蔵・供給設備」、「前処理設備」、「排水処理設備」、「換気、除じん、脱臭等に必要な設備」(「受入供給等設備」という。)及び見学者ホール等に係るものは交付対象とされていない。交付対象事業費の算定に当たり取扱要領において交付金の対象とされていない設備等を除くべきであった。

■ 事例④(決算検査報告掲記 平成28年度)

土地造成費に係る交付対象は、最小限度の用地造成に必要な工事費とされており、焼却施設を整備する事業にあつては、管理棟、ストックヤード及び車庫棟(以下「管理棟等」という。)に係る工事費は交付対象とされておらず、これらの施設に係る土地造成費は交付対象とならない。交付対象とならない管理棟等の用地に係る土地造成費相当額を交付対象事業費から除くべきであった。

交付対象外経費の算入

(2)事業費を合理的説明が可能な方法により按分していない

➤事例①(決算検査報告掲記 令和3年度)

エネルギー回収型廃棄物処理施設の工事において整備した構内道路及び駐車場が、いずれもマテリアルリサイクル推進施設のためのものであるとして、構内道路及び駐車場の工事に要した費用の全額を交付対象事業費に含めていた。構内道路の供用部分及び駐車場の整備に要した費用は、合理的な説明が可能な方法により本件交付金事業の交付対象又は対象外に割り振った上で、本件交付金事業の交付対象分のみを交付対象事業費に含めるべきであった。

➤事例②(決算検査報告掲記 平成30年度)

エネルギー回収推進施設及びマテリアルリサイクル推進施設について、工場棟及び管理等を合築するため各施設の面積を考慮した割合を使用していたが、工場棟の専用面積を算出する際に、エネルギー回収推進施設の面積とすべき部分を誤って共用部分としていた。交付対象内外を割り振ったうえで各施設の専有面積を算出し、正しい面積割合によって按分率を求めるべきだった。

諸経費率の算定誤り

○諸経費率の算定を謝っていると指摘を受けた事例は、以下の通り、大きく2つに分類できます。

(1)間接工事費

- 取扱要領で経費率を明記しているものは、当該率を用いて交付対象額を算出する必要があります。
なお、「共通仮設費の営繕損料と労務者輸送費」、「現場管理費」及び「一般管理費」は、所定の率を用いて算出した額の範囲内とする(取扱要領「別表1 I 算定基準」)こととになっているので、算定した交付対象事業費がその額の範囲内になっているかを確認することが必要です。
- また、上記以外の共通仮設費は、率ではなく「積上げ」により交付対象事業費を算出することが可能ですが、積上げに用いた単価の合理性が説明できること(例えば、国土交通省や都道府県が定める土木工事標準積算基準等を参考にした等)が必要です。
- なお、予定価格の設定に際しては、地域における経済情勢など入札を取り巻く状況を踏まえ、取扱要領で規定する率ではなく、国土交通省や都道府県が定める土木工事標準積算基準等を用いて予定価格を設定することも可能ですが、交付金等の交付対象事業費の算定に際しては、取扱要領で定めた率により算定を行う必要がありますので留意ください。

諸経費率の算定誤り

(2) 特殊製品費

- 特殊製品とは、現場加工されるものを除き、管理された工場において、原材料を混合及び成型または組立を行う等加工工程を経て生産し、一般に市販されている製品等であって、設計積算に当たって購入(特注を含む。)の上、完成された製品として設置することによって効用を発揮するものをいいます。
- 工事に際し特殊製品を使用する場合、当該特殊製品費の2分の1に相当する額を純工事費から減額することを取扱要領で規定していますが、この減額が行われていない事例が多数見受けられます。
- 特殊製品の具体例を取扱要領「別表1 付表及びⅢ(3)」で列挙していますが、列挙していない製品についても、上記の特殊製品の性質(定義)を踏まえ、個別に判断する必要がありますので、判断が難しいものなどについては、あらかじめ、都道府県や環境省に確認いただくようお願いいたします。

諸経費率の算定誤り

■ 事例①(決算検査報告掲記 令和3年度)

交付対象事業費の算定に当たり、一部工事において工事費の予定価格の積算の際に適用した「土木工事標準積算基準」(県土木部制定)に定める率を用いていた。さらに、合成樹脂製品である吸出防止材等に係る特殊製品費が直接工事費に含まれていた。本工事費のうち現場管理費について、取扱要領に定められた所定の率として、純工事費の金額に基づいて7.5%を用いて算出し、特殊製品費が直接工事費に含まれていたのに、純工事費から特殊製品費の2分の1に相当する額を減額すべきだった。

■ 事例②(決算検査報告掲記 令和元年度)

現場管理費を予定価格の積算の際に適用した「国土交通省土木工事積算基準」(国土交通省大臣官房技術調査課監修)に定める率を用いて算出していた。さらに、取扱要領において特殊製品とされているコンクリート製品である自由勾配側溝等に係る特殊製品費が直接工事費に含まれていた。現場管理費は取扱要領に定められた所定の率を乗じるとともに、特殊製品費の2分の1に相当する額計を純工事費から減額すべきだった。

■ 事例③(決算検査報告掲記 平成29年度)

交付対象事業費の算定において、現場管理費に特殊製品費含まれていた。また、施工監理業務の委託料が工事費の一部として算定し、事務費の額の上限を超えていた。純工事費から特殊製品費の2分の1に相当する額を減額した上で所定の率を乗じて算出し、また、施工監理業務に係る委託料は事務費として算定すべきだった。

事業実施に伴い生じた収入の控除漏れ

- 事業の実施に伴い鉄くずなどの売却収入が生じた場合は、交付対象事業費から当該売却収入を控除することが必要です。
- 「循環型社会形成推進交付金等の実績報告及び額の確定マニュアル(環境省HP掲載)」でも、
『廃焼却施設の解体等において、鉄くずなどの有価物の売却益等の控除すべき金額がある場合、適切に控除額に計上する必要がある』
旨を明記しているので、実績報告などに当たっては、上記マニュアルも参考に、対応いただきたい。